第６号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2023年度）

住　　所　　千葉県成田市花崎町750番地の1
事業者名　　千葉交通株式会社
代表者名　　取締役社長　宮本　貴史

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
ノンステップバス	・ノンステップバスを8両（大型6両、中型2両）導入する。 ・中型車両は、車椅子乗車スペースを1台分から2台分に拡大した車両を導入する。	・計画通りノンステップバスを8両（大型6両、中型2両）導入した。 ・計画通り中型車両は、車椅子乗車スペースを1台分から2台分に拡大した車両を導入した。

②　乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子固定装置を使用した役務の提供の教育訓練	・車椅子でも円滑にご利用になれるよう、継続的に訓練を実施する。	・全乗務員を対象に集合教育を実施した。

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子の利用方法の周知	・車椅子でバスを利用しやすいように、乗降方法についてウェブサイトなどを通じて引き継続き周知を図る。	・車椅子での利用方法をウェブサイトに掲載し周知を行っている。

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
情報提供の拡充	・行先表示器の視認性向上のため、LED表示器の表示色を白色に順次変更する。（2023年度8台） ・車内の運賃表示器を後方からでも確認しやすい大型液晶フルカラーモニターに順次変更する。（2023年度8台）	・行先表示器の表示色を計画した白色からフルカラーに変更し8台導入した。 ・計画通り大型液晶フルカラーモニターを8台導入した。

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	・乗客の安全を確保するために留意すべき事項について教育を行う。	・全乗務員を対象に集合教育を行った。

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車内放送による優先利用の広報啓発	・車内放送等で優先席及び車椅子のお客様が適正に利用に利用できるよう、優先利用の周知を行う。	・車内ステッカーや車内放送を活用して周知を行っている。

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

・電話やアンケートはがき等で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、指導、教育に活用し取組の改善を行っている。

（３）報告書の公表方法

・ウェブサイトに公表。

（４）その他

Ⅱ　乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

（2024年3月31日現在）

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの		計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	177	111	78	30	3	0	3	66	64	0	5	2	0	0
年度内に供用を開始した車両数	15	11	11	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	30	10	7	2	1	0	1	20	18	0	3	2	0	0
年度末車両数	162	112	82	28	2	0	2	50	50	0	2	0	0	0

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
（２）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50％以上所有しているか、又は自社に対し50％以上出資している中小企業者である。	○

（第６号様式）

注１．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

２．ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

３．ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

４．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち２及び３に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第２項第２号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

５．基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第１項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

６．公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち５に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

７．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

８．「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

９．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。